

所得税から住宅ローン控除を引ききれなかった方へ

控除しきれなかった額は住民税から控除されます



税源移譲と住宅ローン控除

平成十九年から、所得税を減額し、住民税を増額することで、国から地方へ財源を移す税源移譲が行われています。

住宅ローンを借り入れて住宅を購入された方は、その借入れ金額に応じて所得税が控除される住宅借入金等特別控除（住宅ローン控除）という制度があります。

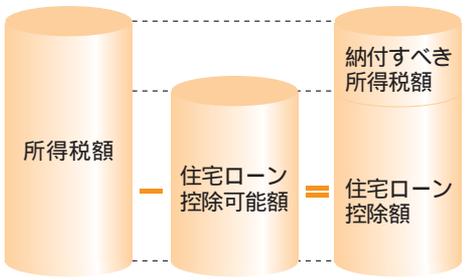
これまで、所得税から住宅ローン控除を受けられていた方のうち、税源移譲による所得税の減少により、所得税から控除できなくなる場合があります。

住民税からも控除されます

平成十一年から十八年までの間に、住宅を取得し入居され、所得税の住宅ローン控除を受けておられる方で、所得税の減少により、所得税から控除しきれなかった額がある場合は、控除の申告をしていただくことにより翌年度の住民税（所得割額）から、控除しきれなかった額を控除することができます。

平成十九年以降に入居された場合は、この制度の適用はありません。

税源移譲前



税源移譲後



これまで所得税から控除できた住宅ローン控除額が減少



所得税の確定申告をされない方は、源泉徴収票を添付して控除申告書を市区町村へ提出してください。所得税の確定申告をされる方は、所得税の確定申告書とともに控除申告書を税務署へ提出してください。確定申告をされる方、されない方で、控除申告書の様式が異なります。

控除を受けるためには、毎年控除の申告が必要です。平成二十年度以降、住民税の住宅ローン控除の適用を受けるためには、毎年控除の申告が必要です。この制度は、平成二十八年まで適用されます。

今年度は三月十七日までに
平成十九年分の所得税から控除しきれない住宅ローン控除額が発生した場合、原則、平成二十年三月十七日までに、平成二十年一月一日現在でお住まいの市区町村へ、「市県民税 住宅借入金等特別税額控除申告書」(以下、控除申告書)を提出してください。

住民税の住宅ローン控除の対象となる場合
平成十九年分の住宅ローン控除額または平成十九年所得の税源移譲前の税率による所得税額のいずれか少ない額から、税源移譲後の税率による所得税額を差し引いた残額が発生したときは、その金額が住民税から減額されます。(計算の結果、ゼロやマイナスの場合は対象になりません。)

【ケース1】

住宅ローン控除額：十万円
税源移譲前の税率による所得税額：十五万円(住宅ローン控除前)
税源移譲後の税率による所得税額：六万円(住宅ローン控除前)
計算額
とのうち少ない額の十万円から、の六万円を引いた四万円が住民税から減額されます。

【ケース2】

住宅ローン控除額：二十万円
税源移譲前の税率による所得税額：十五万円(住宅ローン控除前)
税源移譲後の税率による所得税額：六万円(住宅ローン控除前)
計算額
とのうち少ない額の十五万円から、の六万円を引いた九万円が住民税から減額されます。

年末調整がお済みの給与所得者(サラリーマンなど)で、住民税の住宅ローン控除の対象となる方については、平成十九年分の給与所得の源泉徴収票の摘要欄に「住宅借入金等特別控除可能額」が記載されます。(住民税所得割額がない場合は対象になりません。)

問い合わせ
総務部税務課(社庁舎)
43-0396